龍ケ崎地方衛生組合職員人事評価実施要綱の一部を改正する訓令新旧対照表

新	旧
第１条 〜 第14条　省　略 （勤勉手当の成績率への反映方法） 第15条　次の各号に掲げる龍ケ崎地方衛生組合職員の給与に関する規則（平成５年龍ケ崎地方衛生組合規則第３号）第５条において準用する龍ケ崎市職員の給与に関する規則（昭和３２年龍ケ崎市規則第６７号。以下「市給与規則」という。）第２６条第１項第１号から第４号までに規定する職員の区分は、当該各号に定めるとおりとする。 ⑴ 〜 ⑶　省　略 ⑷　市給与規則第２６条第１項第４号に規定する職員　総合判定がＣ及びＤの者 ２　以下省略	第１条 〜 第14条　省　略 （勤勉手当の成績率への反映方法） 第15条　次の各号に掲げる龍ケ崎地方衛生組合職員の給与に関する規則（平成５年龍ケ崎地方衛生組合規則第３号）第５条において準用する龍ケ崎市職員の給与に関する規則（昭和３２年龍ケ崎市規則第６７号。以下「市給与規則」という。）第２６条第１項第１号から第５号までに規定する職員の区分は、当該各号に定めるとおりとする。 ⑴ 〜 ⑶　省　略 ⑷　市給与規則第２６条第１項第４号に規定する職員　総合判定がＣの者 ⑸　市給与規則第２６条第１項第５号に規定する職員　総合判定がＤの者 ２　以下省略